

モニター提言：議会運営委員会（傍聴環境の改善案）

※必要性および優先度は、別添の「議会モニター提言についての必要性・優先度の考え方」をご参照ください。

| | 提言内容 | 必要性 | 優先度 | 議会での討議内容 |
|---|----------------------------|-----|-----|--|
| 1 | 傍聴席 最前席をいくつかモニター用に開放してほしい。 | △ | B | 現在、最前席は記者専用となっています。このため席の開放は報道機関との調整が必要です。了解が得られるまではモニター用にバインダーを用意しているの、そちらをお使いいただきたいとします。 |
| 2 | 議会運営委員会の席の配置 | ◎ | A | 会議室を第1委員会室に変更することで声が聞き取りにくい等の問題は解消できます。席の配置は委員同士が協議を進める上で最適な配置であると考えます。席札は対応してまいります。 |
| | 議会運営委員会でのマイク利用（声が聴きづらい） | | | |
| | 委員会での席札、声について | | | |
| 3 | 常任委員会の傍聴席の配置について | ○ | B | 構造上の問題 審査優先のレイアウトなのでご理解願います。動画で配信し、違う角度から傍聴できるなど多様な手法を今後検討します。 |
| | 執行部の皆さんの表情がみられない。 | △ | B | 審査優先のレイアウトなのでご理解願います。 |
| 4 | 市民目線での座席表はつくれないでしょうか。 | △ | B | 議会運営委員会に対応します。常任委員会は執行部の入れ替えが頻繁なことから今後の課題とします。 |

| | | | | |
|---|----------------------------|---|---|---|
| 5 | エアコンが寒い。改善できないか。 | ◎ | A | 厚生労働省が定めた事務所衛生基準規則や光市環境基本計画の指針に沿い、エアコンの適温運転(適切な室温管理)に努めるとともに、省エネの観点からクールビズについても検討してまいります。 |
| 6 | 本会議最終日に常任委員会の審査次第を配布してほしい。 | △ | B | 議案付託表はありますが、委員会の審査順に委員長報告が行われることから、市議会事務局にお問い合わせ下さい。 |
| 7 | 会議の資料で傍聴者に未配布のものがあつた。 | ◎ | A | 書記を通して配布漏れがないよう徹底いたしますが不足が生じる場合もございます。ご了解ください。 |

令和元年11月1日公表

モニター提言：議会運営委員会（会議の公開）

※必要性および優先度は、別添の「議会モニター提言についての必要性・優先度の考え方」をご参照ください。

| | 提言内容 | 必要性 | 優先度 | 議会での討議内容 |
|---|--|-----|-----|--|
| 1 | 議会スケジュールの公表（早期の公表） | ◎ | A | 判りやすい議会スケジュールを公表できるよう努めます。議会スケジュールは現在は1ヵ月前に公表していますが、前議会の最終日4日前議運の時期に案として公表できるよう協議してまいります。 |
| 2 | 委員会前に、次第、資料、配置図をいただきたい。 | ○ | B | 委員会で使用される各種資料は前日まで調整を要することが多く、スケジュール的に厳しいものもございますが、可能なものは対応してまいります。 |
| 3 | 委員会の周知について 議会名と開始時間のみでなく議題も掲載してほしい。 | ◎ | B | ホームページ等の充実とともに本会議開催中は掲示板で最新の議会情報を提供するように改善しました。今後はモニターのメールアドレスなどを整備し、より細やかな周知ができるよう目指していきます。 |
| 4 | 議事録をすべて公開してほしい 委員会議事録を本会議初日までに市長、行政、傍聴者に配っていただけないか。 | ◎ | C | 現在、本会議と常任委員会は、要点筆記は誤解を与える恐れがあることから、全文記載で議事録を公開をしています。議会運営委員会や特別委員会の全文公開についても全文記載を検討してまいります。 |
| 5 | 委員会開催中は入退室が禁止であることに違和感を感じる。 | ○ | B | 審査の妨げにならないよう、委員長が入退室の許可をし入退室を行っていますので、ご理解をお願いします。 |

モニター提言：議会運営委員会（議事運営（委員会も含む））

※必要性および優先度は、別添の「議会モニター提言についての必要性・優先度の考え方」をご参照ください。

| | 提言内容 | 必要性 | 優先度 | 議会での討議内容 |
|---|--|-----|-----|--|
| 1 | 本会議場でスクリーンなどを使った質問手法の取り入れ | △ | C | 予算的な課題に加え、地域テレビの映像仕様との連携など諸課題もあることから、研究していきます。 |
| 2 | 本会議一般質問の時間割 （開始時間、持ち時間、夜間議会） | ○ | C | 一般質問を含む議会日程については、多角的な視野で分析していく必要があります。 議会の開始時間は、執行部との調整を経て現在10時始まりとしておりますが、ご指摘のとおり午後の開始時間が不安定などの課題があります。 答弁時間の短縮については45分から35分に短縮して実施している状況があります。 夜間議会等については、今後、多様な手段を検討します。 |
| 3 | 効率的な議案の審査ができる議事日程の進め方（議員間討議などを踏まえる）、審査終了後から最終日までが長いのではないか。 | ◎ | B | 議会基本条例に基づき、議員間討議については試行を重ねてきており、効率的な議案の審査に努めています。 |
| 4 | 本会議場でのクールビズ（ノーネクタイ） | △ | B | 光市議会では会議規則第151条により、議会の品位を尊重する観点から服装徹底を図っております。 |
| 5 | 会派としての考え方、活動が見えにくいのが残念 | △ | | 会派の活動がみえるよう工夫をしてみたいです。 |

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| 6 | 議会運営委員会の司会進行は委員長が主体的に行ってはどうか | △ | | 議会運営委員会の議事進行は委員長が主体的に行っていますが、議事日程等については議事係長が説明する役割を担っています。 |
| 7 | 陳情事件は、式次第で紹介できないか。 | △ | B | 委員会の判断によりますが陳情の取り扱いについて特別委員会で整理中ですのでその結果を待ちたいと考えます。 |
| 8 | 本会議で未消化の事案を委員会で深掘りできないか。 | △ | B | 各議員・各会派の自主性にゆだねています。 |
| 9 | オブザーバー議員の活用 | △ | C | オブザーバー議員については過去にテスト運用しましたが、委員会内で採決権のない委員が長時間質問をすることで効率的な運営に支障が出るなどの事案が発生したため運用しておりません。 |
| 10 | 暫時休憩時間案内（何分休憩か明確に教えてください） | ◎ | A | 善処します。 |
| 11 | 平成28年12月から令和元年6月の一般質問の主要議題は①教育関係 ②病院関係 ③災害防災関係 に集約される。特別委員会を設置し、集中的に審査する考えはないか。 | △ | B | ①教育関係 ②病院関係 ③災害防災関係については、それぞれの常任委員会の審査項目に属していますので、そこで審査をすることで対応しています。 |
| 12 | 常任委員会の審査の進め方について、余裕時間確保のために審査順序の検討などをしていただきたい。 | △ | B | 審査順序については、説明員の出席できる時間などを考慮し十分に審査ができるよう審査順序を設定しておりますが、今後も各常任委員会に置いて、効率的な運営ができるよう検討してまいります。 |

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| 13 | <p>環境福祉経済委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員会開催前質問者の調整をされてはいかがですか。 ○委員会で協議のために休憩をとりましたが、長かった。 ○昼の休憩のタイミングなどを考慮し運営をお願いしたい。 ○質問時間や件数制限をルール化し、全委員が参加すべき。 <p>総務市民文教委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員会開催前に質問者の調整をされてはいかがですか。 ○議事の進め方が良かったです。 ○ホームページに記載されていることへの質問が多かった。 ○質問時間や件数制限をルール化し、全委員が参加すべき。 | △ | B | 常任委員長に通知しました。 |
| 14 | 委員長報告の後に、同じ委員会のメンバーが質疑を行われたことに違和感を感じました。対処ルールを明確化してはいかがでしょうか。 | △ | B | 委員長報告への質疑については、報告内容に疑問があれば全議員に認められておりますのでご了解ください。 |
| 15 | 一般質問の内容が議会運営委員会に提出されないのはなぜか。 | △ | B | 一般質問の通告は議会運営委員会の前日午後4時までを締め切りとしており、その後、事務局担当者が字句などに間違いがないか確認し、議会用に整理したものを公表しております。そのため翌日10時の議会運営委員会には間に合いませんが、午後にはホームページで公表しています。ご了承ください。 |
| 16 | 議会運営委員会での発言は6名の委員で、議長・副議長は発言権はないのか。 | △ | B | 議会運営委員会では、議長・副議長はオブザーバーとして参加しており、議長は、委員会運営の円滑化を図るための発言はできますが、議事には参加しません。 |
| 17 | 委員会の所管するバランスが悪いのでは。（環境6 総務4） | △ | B | 所管数はこれを是として全議員が全会一致で議決したものでありますので、ご了解ください。 |

| | | | | |
|----|--|---|---|--|
| 18 | 議会アドバイザーについては、維持経費を掛ける前に今回設置した議会モニター制度を利用する手段を検討できないか。 異業種からヒントを得ている事例などもありますのでご検討ください。 | △ | B | ご提案のとおり、長野県飯綱町のように市民の知恵を借りて共同で政策づくりをすすめる制度もありますが、光市議会が想定する議会アドバイザーは、地方自治法第115条の参考人制度の活用等を念頭にしております。議会モニターの発展的な取り組みとして参考にさせていただきます。 |
|----|--|---|---|--|